

次に、議席2番、飯田進君。

〔2番 飯田 進君登壇〕

○2番（飯田 進君） 皆様、改めましてこんにちは。午前中は大変傍聴者も多く、午後になりました、ちょっと寂しくなりましたが、大変行政に関心を持たれている心強い傍聴者とお見受けいたします。どうぞ最後までおつき合いいただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。議席2番、飯田進、議長のお許しを得ましたので、これから質問をさせていただきます。

それでは、まず1項目め、介護保険制度について4点ほど質問させていただきます。まず、1点目、介護保険制度は高齢化や核家族化の進展等により、要介護者を社会全体で支える仕組みとして2000年4月より制度が導入され、本年4月で11年目を迎えました。この間のたび重なる制度改正、見直しにより、制度自体が大変複雑化しています。一般町民の方々はもとより、行政職員やサービス提供事業者でさえも講習、研修会等を受けなければ、なかなか適切な対応ができないという状況ではないかと推察いたします。とりわけ受給対象者となり得る立場にある高齢者にとりましては、最も必要な制度でありながら、非常に難解と感じておられるのではないのでしょうか。行政としましては、これまで町民への周知、理解に十分努められたこととは思いますが、今改めて町民の介護保険制度に対する周知度、理解度をどのように把握されているのかお聞きいたします。また、近年増加する高齢者のみの世帯への周知方についてもあわせてお聞きいたします。

次に、2点目、こうした介護保険を利用するには、まず要介護認定を受けなければなりません、この認定判断については本当に的確、公平かつ公正な診断が行われているのだろうか、制度発足当初より懸念されていたことでございます。現在どのような基準で実施されているのでしょうか。

続きまして、3点目、介護職員の処遇改善のための事業が昨年からはまったとのことで、介護保険料にも影響してくるそうですが、どういう事業内容なのかご説明願います。

続いて、第4項目、介護保険事業も、その会計規模が増大し、21年度には歳入歳出に11億円という大台を超え、このままでは今後高齢化に伴い、さらに年々増加する見込みであることは明らかであり、これはぜひとも早急に抑制していく必要があるのではないかと思います。介護給付費を抑え、保険料の値上げ抑制のため、国の負担の増額を求めると同時に、町としても介護予防、健康づくり等に本格的に取り組むべきではないかと考えますが、町としては具体的にどのように取り組んでいるのかお聞かせください。

続きまして、大きく2点目として、新地方公会計制度について質問させていただきます。現在、国や地方自治体の会計制度は、単式簿記・現金主義を原則採用しておりますが、この制度は現金の動きがわかりやすい反面、資産や負債などにかかわるストック情報や、単年度の支出と複数年度の支出を区別しにくいというコスト情報の不足という問題があり、住民が税金の使い道をよりよく自分で検証できるよう、公会計でも企業が採用している複式簿記・発生主義を採用すべきではないかということで、東京都や一部自治体では早くから取り入れられたようですが、国の指針もあり、当境町も導入へ

と動き出したようですが、現在の導入状況をお聞かせください。

以上、2項目5点について、執行部の皆様の誠意あるご答弁よろしく願いいたします。

○議長（木村信一君） ただいまの質問の1項目に対する答弁を求めます。

民生部長。

〔民生部長 鈴木 孝君登壇〕

○民生部長（鈴木 孝君） それでは、飯田議員のご質問にお答えいたします。また、少し長くなりますが、ご質問者である飯田議員にご了解を得てありますので、ご容赦いただきたいと思います。

まず、介護保険制度についてのご質問にお答えをいたします。第1点目の町民の制度に対する周知度、理解度をどうとらえているか。また、高齢者のみの世帯への対応はとのご質問でございますが、町民の介護保険制度に対する周知度、理解度をどうとらえているかとのご質問につきましては、ご承知のとおり介護保険制度につきましては、介護を必要とする状態となっても自立した生活ができるよう、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みでございます。そしてまた、できるだけ従来の生活が続けられるように、介護予防を通して支援する仕組みでもございます。そのため、本制度の趣旨を踏まえ、また介護保険制度が発足し、ことしで10年が経過しようとしていることから、本年度広く町民に介護認定申請からサービス利用、費用負担、保険料等を掲載いたしました「介護保険利用の手引」を作成いたしまして、町内全戸及び介護保険各事業所に配布を行ったところでございます。さらに、境町ホームページにも介護保険制度の概要について掲載し、広く周知を図っているところでございます。また、役場窓口申請や相談に訪れた住民の方には、介護関係のパンフレット等をお見せし、わかりやすく説明するなど、内容の詳細な説明に努めているところでございます。さらには、介護保険利用申請者や介護保険給付費の増加なども考えますと、以前よりは介護保険への関心、理解は増してきているのではないかと考えているところでございます。このようなことから、住民の方の周知度、理解度については年々高まっているのではないかと受けとめておりますが、今後につきましても、制度改正等生じた場合、適切に理解していただけるよう速やかに周知を図り、介護保険制度の円滑な運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、高齢者のみの世帯への対応はとのご質問にお答えをいたします。先ほど述べましたように、手引書の配布、インターネットでのホームページへの掲載等で周知を図っているところでございますけれども、高齢者のみの世帯の方ですと、なかなか情報収集できないのも現状ではないかと思っております。今後、高齢者世帯の増加が見込まれることから、町内老人クラブへの介護保険制度説明会の開催や、民生委員さんへの高齢者世帯への制度周知依頼等も考え、広く周知を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、第2点目の要介護認定の基準についてとのご質問でございますが、要介護認定の基準については、厚生労働省が定める全国一律の基準に基づき行われております。要介護認定は、要介護認定等基準時間と呼ばれる介護にかかわる「手間」を「時間」に換算し、コンピューターによる1次判定、

さらに医師や専門家による要介護認定審査会による2次判定を行い、要介護度が決定されることになっております。申請から認定までの流れを申し上げますと、まず申請を行いますと、町の担当職員、これは保健師、看護師でございますが、この担当職員などの認定調査員、または町が委託した認定調査員が訪問して、心身の状態や生活環境などについて、厚労省が定める74項目でございますが、この74項目を聞き取り調査し、これにより認定調査を行います。さらに、申請時において指定された医師に対し、主治医意見書の作成を依頼いたします。この2つの書類がそろって、初めて認定審査会にかけられることとなります。認定審査会は、保健・医療・福祉の各分野に関する専門家5名で構成されまして、公正かつ的確に審査が行われております。訪問調査結果や主治医意見書の一部の項目をコンピューターに入力した結果（1次判定）と訪問調査の特記事項や主治医意見書などをもとに2次判定が行われ、自立か、要支援1から2、または要介護1から5の要介護度を審査判定するものでございます。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、第3点目の介護職員の処遇改善についてとのご質問でございますが、近年介護の現場では、低賃金、重労働、他産業との賃金格差などから人材確保が困難な状況となり、職員不足が深刻な問題となっているのが現状ではないかと思っております。このような背景から、平成21年度より介護職員処遇改善事業がスタートいたしました。これは、介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対しまして、介護職員の賃金改善に充当するための交付金を支給すること等により、介護職員の処遇改善を図ることを目的として、平成21年度から平成24年度まで実施されるものでございます。厚生労働省所管の事業でございますが、この介護職員処遇改善交付金は各都道府県に直接事業者が年1回申請し、介護サービス提供に係る介護報酬に一定の率を乗じて得た額が毎月の介護報酬とあわせて交付されるものでございます。茨城県に確認いたしましたところ、境町では平成22年度15の事業所から申請があったということでございます。平成24年度までの事業となっておりますが、本年1月の長妻厚生労働大臣の発言の中で、「処遇改善については、我々も恒久的に取り組んでいく」と述べているところから、介護職員の安定した賃金体系が確立されるまでは、継続した事業として取り組んでいただきたいと思います。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、第4点目の介護給付費を抑え保険料の値上げ抑制のため、国の負担の増額を求めると同時に、町としても介護予防、健康づくり等に本格的に取り組むべきではとのご質問でございますが、まず給付費の抑制については、議員ご指摘のとおり介護予防、健康づくり等の取り組みと密接な関係があると考えております。町では介護予防事業の中で境町地域包括支援センターを設置し、さまざまな介護予防サービスを行いながら健康づくりに取り組んでいるところでございます。介護や支援を必要としない元気な高齢者に対しましては、各地区の老人クラブなどに出向いて体操教室を開催したり、定期的に月1回公民館等で介護予防教室などを開催し、シルバーリハビリ体操や趣味教室等を行っているところでございます。さらに、今後介護や支援が必要となる可能性の高い高齢者に対しましては、地域の老人保健施設で主に運動器の機能向上訓練を中心としたいきいき健康教室を開催しているところ

でございます。また、介護予防住民周知を図るため、3カ月に1回、地域包括支援センター便りを発行し、介護予防に関する情報を全戸に提供しているところです。高齢化の進展や制度の定着に伴い、サービス利用者は年々増加しているのが現状でございます。そのため、町では真に必要な介護サービスの提供を目指し、事業者への適切な指導や監査も行い、給付の適正化にも取り組んでいるところでございます。町としては、これら介護予防事業や給付の適正化事業を今後も積極的に展開し、介護保険料の上昇を極力抑えていきたいと考えております。

最後に、国の負担増の件でございますが、介護保険の財源構成は50%が保険料、残り50%が公費で賄う仕組みになっておりまして、公費50%の約25%が国庫負担となっております。負担割合については、介護保険法で定められており、国の負担増には法改正を必要とするところから、なかなか厳しいところではないかと考えております。しかしながら、だれもが費用負担の心配をすることなく、安心して介護サービスが受けられることが重要ではないかと考えておりますので、今後とも関係者の方々のご協力をいただきながら、事業を推進してまいりたいと考えております。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（木村信一君） ただいまの答弁に対し、質問ありますか。

飯田進君。

○2番（飯田進君） 大変細かいご説明ありがとうございました。

そこで、まず第1点目について再質問させていただきます。周知度、理解度は年々高まっているということで、ひとまず安心いたしました。しかし、いまだ介護保険制度をよく理解していないために、本来受けられる介護サービスがあるのに受けられずに、重い介護の負担に苦しんでいる方々もいらっしゃるという聞いております。当町内では、いまだ事例はないとは思いますが、テレビ、新聞等で介護負担を苦にしての介護自殺、介護殺人、介護心中といった痛ましい事件を耳にするたびに、大変いたたまれない気持ちになっているところがございます。このような痛ましい事件を起こさないためにも、町民の皆様がいま一度制度理解を深めていただき、適切な介護サービスを受けられるようにすることが肝要ではないかと考えます。それには具体的な周知方法として、さらに何か考えておられますか。例えば、出前講座を開くとか、要請に応じて要介護者の家族も含めた説明会を開くとか、そういった具体的な方策がもしおありでしたら、その辺をお聞かせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（木村信一君） 質問に対し、答弁を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（高塚英男君） 飯田議員さんのご質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、出前講座あるいは要請等に応じて、そういった介護の仕組み、あるいは制度、こういったものについての、住民にさらに理解をさせるためにできないだろうかというふうなご質問ではないかと思うのです。

が、先ほど1回目の回答で部長のほうから申し上げましたが、今回10年目の節目ということで、こういった「介護の手引」というものを各世帯全戸に配布させていただきまして、非常にこれは中身の濃い、また簡単に理解できるように集約をしたような形で配布をさせていただいております。ご活用されればいいなというふうには考えておるところでございます。

なお、介護ということで、非常にこういったものを理解する環境にある世帯であれば、かなり深く説明を聞きたいとか、関心を持って町のほうにもお聞きになる方はいるわけですが、なかなか関心、あるいはそういう環境にないと、非常に意識がまだそこまでにはいかないと、こういった問題もありません、もし集落、老人クラブ、あるいは何かのお集まり等、そういった機会ぜひともそういった説明をいただきたいということであれば、率先してお伺いをしてご説明に伺いたいというふうに考えておりますので、ひとつご理解のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（木村信一君） 答弁に対し、質問ありますか。

飯田進君。

○2番（飯田 進君） 今提示された「みんなのあんしん介護保険」というこの小冊子、大変よくできておりまして、十分内容は盛り込んでいるのですけれども、私も実はこれ読んでみて、読むだけではやっぱり難しいところありまして、できればそういった具体的な説明会等、もし可能であれば開いていただくとか、今後ともやっていっていただきたいと思います。本当に保険料あって介護なしなどという事態にならないためにも、今後ともこの周知理解方のほうをよろしくお願いしたいと思います。これは要望ということで、よろしく願いいたします。

○議長（木村信一君） 今のは要望でいいですか。そうすると、この2点目の質問ね。

○2番（飯田 進君） はい。

○議長（木村信一君） 飯田進君。

○2番（飯田 進君） 次に、2点目について再質問させていただきます。

たしか昨年の4月だったか、認定の判定方式の見直しということがなされ、新方式による判定の結果で以前より軽度の要介護と認定されたために、従来受けていた介護サービスが受けられなくなるケースが多発し、各方面で混乱が生じたため、その後経過措置を求めて、以前の要介護度に戻すという救済措置がなされたとのことですが、当町においてもそのような事例はあったのでしょうか。また、それとは逆に、以前より重度の要介護と認定されたケースはあったのでしょうか。この場合、本来受けるべき介護サービスを受ける機会を失ったという不利益をこうむるわけですから、やはり問題だと思いますので、この辺実情どうだったかちょっとお聞きしたいと思うのですが、よろしく願いいたします。

○議長（木村信一君） 答弁を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（高塚英男君） お答えさせていただきたいと思います。

議員ご指摘のとおり、平成20年度に介護の認定調査の方法が変更になりまして、介護度が軽く判定される、こういった84項目から74項目に縮小されたわけですが、この中で介護度、これが例えば3あったものが1になってしまうと、こういった問題がありました。これにつきましては、平成21年の4月に改定があったわけでありまして、本人の希望によりまして、経過措置という形の中で、これまでの認定度に即した形でサービスが受けられると、こういった形での経過措置が行われてきたところでございます。境町の実情で申し上げますと、この経過措置の希望者といえますか、もし認定度が変わった場合には従来の認定でお願いしますとかということで、いろいろ設問事項がありまして、アンケートといえますか、経過措置希望調書というものをとらせていただいたのですが、これで対応を境町ではしてきたところでありまして。その希望者が282件、282件がこの経過措置を希望するというところの数字を、うちのほうとしては把握をしているところでございます。

これがまだ経過措置は続いておりますが、特に大きな混乱といえますか、問題はなかったわけですが、今後こういった状態が起きた場合には、区分変更という制度がございますので、その区分変更を申請をしていただく中で対応していきたいなというふうには考えているところでございます。ただ、3から1になる、状態がよくなって1になったケースもありますし、あるいは状態が悪くなった方もいるわけなのですが、そのときにどうしても今までのサービスが受けられなくなってしまうので、どうしても重いほうを選択するという、そういう利用者の方が多く見受けられます。これも、今後の一つの課題として何とか取り組んでいかなければならないのかなというふうに思うわけですが、その人の実情等々を十分に審査会の中で、認定審査会の中で実情等を把握する中で対応していきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（木村信一君） ただいまの答弁に対し、質問ありますか。

飯田進君。

○2番（飯田 進君） いずれにしても、利用者にとって入り口部分で二転三転するようなことがあっては、サービスの利用者、その家族、サービス事業者等それぞれの介護現場の最前線で働く人たちに混乱を招くとともに、制度自体の信頼性を損なうと思いますので、このような重要な介護認定に当たっては、本当に判定方式だけでなく、判定作業にかかわる調査担当者、町でいえば福祉課の職員ですか、そういった方々の調査能力というか資質能力、そういったものが大きく影響すると思われるので、そういった重要な責任に本当に耐えられるだけの人員の配置、確保というのが行われているのか。その辺どのように対処しているのか、ちょっとお聞かせいただければと思います。お願いいたします。

○議長（木村信一君） 答弁を求めます。

民生部長。

○民生部長（鈴木 孝君） ご質問にお答えします。

人員の配置については支障のないように努力をしていきたい、そのように考えております。そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（木村信一君） 答弁に対して質問ありますか。

飯田進君。

○2番（飯田 進君） 利用者にとって、これからも的確公平な判定が行われることを強く期待しまして、この件については終わります。

引き続きまして、先ほどの3点目について再質問させていただきます。先ほど介護報酬に一定の率を乗じてということですが、私この小冊子を見た範囲では、3%で加算するというのがその加算率になるのでしょうか。ちょっと確認したいのですけれども。

○議長（木村信一君） 答弁を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（高塚英男君） 処遇改善の関係で、昨年21年度から料金のほうを改定させていただいたわけですが、介護保険制度につきましては3年ごとに料金の見直しが義務づけをされております。今回21年度で第4期計画の策定に当たりましては、向こう3年間の保険料を変えないということで定めさせていただいたわけですが、この中に国のほうからの基金、交付金がございます、約900万ぐらいございました。これを3年間にならしまして、その給付サービスのほうで上げた分、これはさっき議員さんが言われたように3%上げたわけですが、この分を保険料に反映したのではなくて、この分を交付金を保険料のほうの算出の中に入れて、それで保険料を下げたというふうな経緯がございます。

どのくらい、では上げたのかということで、保険料についてちょっと触れさせていただきたいと思いますが、基準額では年額3万6,000円を4万2,000円ということで、月に換算をいたしますと500円ほど値上げをさせていただいたということでございます。また、低所得者の経過措置といたしましては、第4段階を特例4段階という枠を設けまして、これにつきましては従来の保険料よりも下げております。そういったことで、極力3%の給付の金額には加えさせていただきましたけれども、保険料のほうではそういうような形で抑制をしてきたというふうなことで、保険料を設定してきた経緯がございますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（木村信一君） 答弁に対し、質問ありますか。

飯田進君。

○2番（飯田 進君） 先ほど15の事業者から当境町に申請があったというようなことですが、これ金額にしてこれからどのくらいの増加が見られるのか。その辺推計可能であれば、もし計算できるようにしたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（木村信一君） 答弁を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（高塚英男君） 先ほど第1回目の回答のほうで、15事業所ということで申請されたというご報告、回答をさせていただきましたけれども、たしかこれは3年間か、その申請期間。3年間、21、22、23年の3カ年間かなというふうにちょっと記憶しているわけなのですけれども、それぞれの事業所の実情に合わせて、それぞれの事業所で取り組んでいるというふうな内容でございますので、極力そういう制度の中で、職員がその処遇の改善がされるような方向で、まだ提出をしていない事業所もいるかと思うのですが、そういった事業所については、町のほうから申請をするよう要請なり指導なりをしていきたいというふうに考えてございますので、ひとつご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（木村信一君） 答弁に対し、質問ありますか。

飯田進君。

○2番（飯田 進君） これまで増大する保険給付のほうだけ問題視してきたのですけれども、介護認定は受けてはいるが、実際に介護サービスを受けていないという方々も結構いると聞いております。こういった介護を受けていない、介護サービスを受けていない方々というのはどの程度いるのか、そういった実情を把握できているか、その辺お聞きしたいのですが。これどういった理由、どういった状況からそういったサービスを受けていないのか。これ今介護予防、ひいては介護保険料給付を抑えるという意味で、ひとつ参考になることではないかと思っておりますので、その辺の事情をちょっと把握していられればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（木村信一君） 答弁を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（高塚英男君） 介護を受けていない方がいる、サービスを受けていない方がいるということ。

〔「いるのではないかという」と言う者あり〕

○福祉課長（高塚英男君） なぜ受けていないのかということですよ。境町の独自の制度ですと、在宅で介護を受けている方につきましては、1年間介護保険のサービスを使わないと報償金が出るという制度があるのですね、3万円だと思っておりますけれども。恐らく私どものほうで考えるのは、家族で介護ができる環境にあるということ。例えば、家族の方が介護サービス、そういう事業所にとってかわって、家族の中で介護をしていただいているというふうなことなのかなというふうに、料金のほうが1割の負担なのでありますが、決してその1割負担がどうのこうのということではなくて、費用負担がどうのこうのということではなくて、家庭の中で介護のサービスを受ける環境にあるということとちょっと理解をしているのですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（木村信一君） 答弁に対し、質問ありますか。

飯田進君。

○2番（飯田 進君） この件に関してはありません。いいです。

○議長（木村信一君） そうしますと、4点目の……

○2番（飯田 進君） 4点目は結構です。

○議長（木村信一君） 4点目結構ですか。

では、これで1項目についての質問を終わります。

次に、2項目めに対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長 齊藤 進君登壇〕

○総務部長（齊藤 進君） それでは、私より新地方公会計制度についてのご質問に対し、お答えいたします。

町の導入状況はとのご質問でございますが、初めに新地方公会計制度の導入経過につきましてご説明を申し上げます。地方公共団体の会計は、地方自治法の法令に基づきまして、単式簿記によります現金の収支を単年度で経理する会計制度がとられております。しかし、この方法では、議員ご指摘のように単年度にどのような収入があり、それがどのように使われたかということはわかるわけでございますが、これまで行ってきた財政運営の結果として、どれだけの資産を形成をしてきたか、またどれくらい負債があるのかということがわからないという課題がございました。

このようなことから、平成18年8月に総務省におきまして、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」が策定をされまして、発生主義・複式簿記によります企業会計的手法を取り入れた財務書類4表、「貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書及び資金収支計算書」の整備の必要性が示されてきたところでございます。また、これらとあわせまして、新地方公会計制度研究会から、「基準モデル」と「総務省方式改訂モデル」の2つの手法が公表をされまして、人口3万人以上の市町村は平成21年度までに、同じく人口3万人未満の市町村は平成23年度までに整備をすることの方針が示されてきたところでございます。

これらを受けまして、茨城県におきましては、専門的な知識、これらを必要といたしますことから、茨城県公会計改革研修会要領を作成をいたしまして、県内44市町村を対象に研修会方式を導入してきたところでございます。研修会は、総務省方式改訂モデルの手法を選択いたしまして、平成20年4月から平成21年10月までの約1年半、茨城県庁におきまして毎月1回、午前10時から午後5時まで、それぞれ各自のパソコンを持ち込みまして演習を行うこととなったわけでございます。このため、現在、当町では財務課の財政担当者2名が新地方公会計の研修会に参加をしております、制度内容の把握に現在努めているというところでございます。

本来であれば、当町は人口3万人未満の市町村でありますので、平成23年度に財務諸表を公表する予定でございましたが、茨城県の指導によりまして前倒しをいたしまして、暫定ではございますが、対象会計範囲を一般会計と坂東市外2か町公平委員会特別会計の普通会計の財務諸表を平成22年3月

に町のホームページに公表をいたしました。また、公表などの報告につきましては、法的根拠がまだ整備をされておられませんので、各自治体ともホームページで公表しているというのが現状でございます。今後につきましては、県市町村課と協議を重ねながら、特別会計・企業会計及び一部事務組合会計並びに土地公社の連結の財務諸表を作成してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（木村信一君） 答弁に対し、質問ありますか。

飯田進君。

○2番（飯田進君） ご答弁ありがとうございました。

新地方公会計制度の導入状況は何かわかったのですけれども、手法として基準モデルと総務省方式改訂モデルというのですか、との答弁でしたけれども、その違いと、総務省方式モデルを採用した理由というのをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（木村信一君） 答弁を求めます。

財務課長。

○財務課長（島根行雄君） それでは、お答えを申し上げたいと思います。

基準モデルと総務省方式の改訂モデルの違いについてでございますが、基準モデルにつきましては、初期の段階からすべての資産台帳の整備と個別出納データを極めて詳細に、または緻密にする手法でございまして、総務省方式改訂モデルにつきましては、暫定的な簡便法といたしまして決算統計などの集計データを活用し、資産台帳につきましては段階的に整備をするという手法でございます。

また、選択した理由でございますが、県の研修会でも採用されまして、また多くの自治体においても暫定的な簡便法ということで、当面は総務省方式改訂モデルを採用いたしまして、その後基準モデルに移行するという形がベターということでございましたので、当町においても足並みをそろえたということでございます。よろしく願いをいたします。

○議長（木村信一君） 答弁に対し、質問ありますか。

飯田進君。

○2番（飯田進君） 先ほどの財務書類4表の具体的な内容と、成果を含めた今後の対応と伺いますか、そういったものをどう考えているのか答弁お願いいたします。

○議長（木村信一君） 財務課長。

○財務課長（島根行雄君） それでは、お答えを申し上げたいと思います。

財務書類4表の具体的な内容についてでございますが、初めに貸借対照表につきましては、町が住民サービスを提供するために保有している財産と、その財産をどのような財源で賄ってきたかを総括的に対照表示した一覧表でございます。

続きまして、行政コスト計算書についてでございますが、行政サービスを行う職員の人件費などの

コスト、施設維持補修費や物件費などのコスト、扶助費や補助費などのコスト、交際費などのコストなど、資産を形成しない行政サービスの計算書でございます。

続きまして、純資産変動計算書についてでございますが、現在までの世代が負担してきました純資産が1年間でどのように変動したかをあらわしている計算書でございます。資金収支計算書についてでございますが、1年間の現金の収入と支出がどのように増減したかを、性質の異なる3つの区分に分けて表示をした財務書類でございます。経常的収支、公共資産等整備収支、投資・財務的収支となっております。以上が財務書類4表の内容でございます。

また、今後の対応についてでございますが、財務書類4表を活用した分析を行いまして、財政運営に役立てたいと考えております。また、公開制度につきましては、かなり専門的に分野もあるということで、コンサルに委託している市町村もあるようでございますが、当町においては自前で研究いたしまして、頑張っって作成してまいりたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（木村信一君） 答弁に対し、質問ありますか。

飯田進君。

○2番（飯田 進君） 町が保有する資産の原価や評価額を記録したのを、固定資産台帳ですか、これをつくることがまず複式簿記・発生主義への移行の前提条件になりますが、先ほど資産台帳については段階的に整備するということでありましたけれども、この資産の評価基準をどのような、原価からルールに基づいてつくるかということで、その基準いかんによっては、悪く言えば粉飾や利益隠しという、そういったことも行われる可能性もあるやに私は勘ぐってしまうのですけれども、その辺の基準はきちとした基準を持ってやられるのでしょうか。段階的ということで、ちょっと難しいでしょうけれども、お答えいただければ。

○議長（木村信一君） 答弁を求めます。

財務課長。

○財務課長（島根行雄君） お答えを申し上げたいと思います。

資産台帳につきましては、なかなか難しい面がございまして、例えば道路、あるいは下水道の管とか、かなり老朽したものもございまして、その資産を決める数値ですか、それが非常に難しいということで、段階的ということでとらえております。ただ、県の市町村課も加味しながら、お互い勉強しながら、その資産につきましては明確な指示が出次第、それに合わせて整備をすると、そういうことを考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（木村信一君） ただいまの答弁に対し、質問ありますか。

飯田進君。

○2番（飯田 進君） 地方自治体というのは、企業と違って利益を追求するものではないためにこういった問題があるかと思っておりますけれども、大変な労力とか時間をかけて作成するもので、せつかく

作成するものである以上、それが目的ではなく、町民にとっても本当に行政内容を知る有効な手段ということで、大変期待しているのですけれども、そういった町民の皆さんの要望に十分こたえられるような作成ができるのか。国の指針によるからつくるとかという、そういうことではなく、本当にその必要性、目的というのを認識した上でのこういった作業であるのか。その辺をもう一度確認させていただきたいのですけれども、よろしく願いいたします。

○議長（木村信一君） 答弁を求めます。

財務課長。

○財務課長（島根行雄君） それでは、お答えを申し上げたいと思います。

公会計制度の趣旨や意義を再確認するという意味で、しっかりと再確認をいたしまして、議員さんご指摘のように財政の分析を踏まえた中で健全に向けた財政運営に努めたいと、そのように考えておりますので、ひとつよろしく願いをいたします。

○議長（木村信一君） 答弁に対し、質問ありますか。

飯田進君。

○2番（飯田進君） 厳しい財政状況の内容を検討し、行政改革等にも生かしていくということで、大変有効なものであるのではないかと私自身は評価しております。ただ、今後難解な用語でなく、もっとわかりやすい用語とか、町民にとって見やすい説明注記を入れるとか、そういった工夫をされていければよろしいのではないかと思います。コンサルに任せず、町独自で単独で頑張っていくということでありますので、ぜひとも今後立派な財務諸表ができることを期待して、質問を終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（木村信一君） これで飯田進君の一般質問を終わります。